

議第 2 号議案

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国による最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

通常審については、戦後間もなく刑事訴訟法が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等刑事手続の改善が進められている。

しかし、再審手続について定める刑事訴訟法第 4 編は、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、審理手続を具体的に定めた規定はないに等しい状態にある。現行法に基づく過去の再審事件では、袴田巖さんの再審の例を見るまでもなく、証拠開示が不十分で著しく遅かったこと、検察官抗告によって手続が長期化したなどの課題が挙げられる。

また、昭和 38 年に本県で発生した狭山事件においては、えん罪の可能性を指摘する声が強くなってきている。

えん罪は減らすことはできても絶対に無くなることはない。慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぐ三審制が採用されているにも関わらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続を整備する必要性は明らかである。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、下記の事項について刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く求める。

- 1 再審請求手続における適正な手続規定の整備をすること
- 2 再審請求手続において、すべての証拠を開示する規定を整備すること
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを制限すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月

埼玉県羽生市議会議員 丑久保 恒 行

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
法務大臣 殿

令和7年6月20日提出

埼玉県羽生市議会議員	齋藤	万紀子
〃	小林	誠 弥
〃	昆	佳 子
〃	川田	真 也
〃	小野田	和 男
〃	野中	一 城
〃	田口	さとる
〃	西山	丈 由
〃	増田	敏 雄
〃	柳沢	暁
〃	中島	直 樹
〃	島村	勉
〃	松本	敏 夫